

室蘭海上保安部交通課 標準文書保存期間基準

令和4年4月15日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
1	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
		不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ----- 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ----- 裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ----- ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ----- ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書 ----- 訴訟における主張又は立証に関する文書 ----- 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ----- ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ----- ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ----- 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ----- 裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ----- ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ----- ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書 ----- 訴訟における主張又は立証に関する文書 ----- 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ----- ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ----- ・判決書 ・和解調書	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
その他の事項					
3	通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から2の項までに掲げるものを除く。） ----- 制定又は改廃のための決裁文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ----- ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	廃棄
4	文書の管理等に関する事項	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ----- 取得した文書の管理を行うための帳簿 ----- 決裁文書の管理を行うための帳簿 ----- 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（に掲げるものを除く。） ----- 第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・行政文書ファイル管理簿 ----- ・受付簿 ----- ・決裁簿 ----- ・移管・廃棄簿 ----- ・廃棄の記録	常用（無期限） ----- 5年 ----- 30年 ----- 20年 ----- 5年	廃棄ただし、以下について移管 ・移管・廃棄簿
5	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から4の項までに掲げるものを除く。） ----- 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
室蘭海上保安部交通課の所掌に係る事務						
6	業務に関する事項	達・例規類に関すること	達・例規類(航行援助)に関する文書	達・例規類(航行援助)	10年	廃棄
			達・例規類(航行安全)に関する文書	達・例規類(航行安全)	10年	廃棄
	庶務一般に関すること		勤務時間報告書に関する文書	勤務時間報告書	5年	廃棄
			超過勤務命令簿に関する文書	超過勤務報告書	5年	廃棄
			管理職員特別勤務実績簿・整理簿に関する文書	管理職員特別勤務実績簿・整理簿	5年	廃棄
			特殊勤務手当実績簿・整理簿に関する文書	特殊勤務手当実績簿・整理簿	5年	廃棄
			出勤簿に関する文書	出勤簿	5年	廃棄
			旅行命令簿に関する文書	旅行命令簿	5年	廃棄
			出張計画・復命書に関する文書	出張計画・復命書	5年	廃棄
			休暇簿に関する文書	休暇簿	5年	廃棄
			週休日の振替通知簿に関する文書	振替通知簿	3年	廃棄
			総合検診勤務免除承認簿に関する文書	総合検診勤務免除承認簿	3年	廃棄
			代休指定簿に関する文書	代休指定簿	3年	廃棄
			勤務日割表に関する文書	勤務日割表	3年	廃棄
			勤務日割変更簿に関する文書	勤務日割変更簿	3年	廃棄
			人事に関する文書	会議、研修	3年	廃棄
			経理に関すること		物品供用簿に関する文書	物品供用簿
	受領命令書・返納命令書に関する文書	受領命令書・返納命令書			5年	廃棄
	個人別供用票に関する文書	個人別供用票			5年	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			物品管理計画に関する文書	物品管理計画	5年	廃棄
		便宜供与に関する事	便宜供与に関する文書	便宜供与	3年	廃棄
7	航行援助に関する事項	航行援助に関する事	国有財産に関する文書	国有財産	5年	廃棄
			航路標識等保守管理に関する文書	航路標識等保守管理	5年	廃棄
			航路標識施設管理に関する文書	航路標識施設管理	5年	廃棄
			航路標識事故に関する文書	航路標識事故	5年	廃棄
			航路標識告示に関する文書	航路標識告示	5年	廃棄
			機能補償に関する文書	機能補償	5年	廃棄
			MICS・気象に関する文書	MICS・気象	5年	廃棄
			無線従事者選解任に関する文書	無線従事者選解任	3年	廃棄
			無線局検査に関する文書	無線局検査	3年	廃棄
			無線局申請に関する文書	無線局申請	30年	廃棄
			AISに関する文書	AIS	5年	廃棄
			船舶通航信号所に関する文書	船舶通航信号所	5年	廃棄
8	航行安全に関する事項	航行安全に関する事	港則法に関する文書	港則法	5年	廃棄
			港務に関する文書	港務	5年	廃棄
			航行安全に関する文書	航行安全	3年	廃棄
9	安全対策に関する事項	安全対策に関する事	海難調査に関する文書	海難調査	5年	廃棄
			海上安全指導員に関する文書	海上安全指導員	5年	廃棄
				海上安全指導員の指定	30年	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			海難防止に関する文書	海難防止	5年	廃棄
			マリンレジャーに関する文書	マリンレジャー	5年	廃棄
			遵守事項違反に関する文書	小型船舶操縦者法に基づく遵守事項違反	3年	廃棄
10	所掌事務に関する事項共通	全業務共通	<p>別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し  定型的・日常的な業務連絡、日程表等  出版物や公表物を編集した文書  海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応  明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書  意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書</p>		1年未満	廃棄